

工事請負契約に係る失格基準取扱要綱

(平成 19 年 3 月 30 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、競争入札により工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（施行令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者又は予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申し込んだものを落札者とし、ないときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 失格基準 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者とし、ない場合の基準をいう。
- (2) 総額判断基準価格 失格基準を適用する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 失格基準に該当する場合の基準となる価格で、予定価格の工事費構成費目ごとに設定するものをいう。
- (4) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (5) 直接工事費 工事目的物を造るために直接必要とする費用をいう。
- (6) 共通仮設費 各工事種目に共通の仮設に要する費用をいう。
- (7) 現場管理費相当額 工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用（現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (8) 一般管理費等 工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用をいう。

(対象とする契約)

第 3 条 この要綱は、競争入札により予定価格千万円以上 5 億円未満の工事（単価契約に係るものを除く。）の請負契約（以下「対象契約」という。）を締結しようとする場合について適用する。

2 対象契約について、当該契約に係る仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号。以下「規則」という。）第 5 条に規定する一般競争入札の公告又は施行令第 167 条の 12 第 2 項に規定する指名競争入札の指名に係る通知において、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

(失格基準価格等)

第 4 条 総額判断基準価格は、本市の予定価格の算出の基礎となった直接工事費に 100 分の 97 を乗じて得た額、本市の予定価格の算出の基礎となった共通仮設費に 100 分の 90 を乗じて得た額、本市の予定価格の算出の基礎となった現場管理費相当額に 100 分の 90 を乗じて得た額及び本市の予定価格の算出の基礎となった一般管理費等に 100 分の 65 を乗じて得た額（いずれも当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、総額判断基準価格が、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額（以下「予定価格（税抜き）」

という。)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格(税抜き)に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格(税抜き)に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格(税抜き)に100分の75を乗じて得た額とする。

- 2 失格基準価格は、次の各号に掲げる予定価格の工事費構成費目に応じ当該各号に定める額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (1) 直接工事費 本市の予定価格の算出の基礎となった直接工事費に100分の95を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費 本市の予定価格の算出の基礎となった共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費相当額 本市の予定価格の算出の基礎となった現場管理費相当額に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等 本市の予定価格の算出の基礎となった一般管理費等に100分の60を乗じて得た額
- 3 工事の特性により予定価格の算出において前項各号に掲げる工事費構成費目以外の費目を用いる場合の総額判断基準価格及び失格基準価格は、財政局長が別に定める。

(入札の執行)

- 第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、この場合において、総額判断基準価格を下回る価格での入札については、入札金額のうち、工事費構成費目のいずれかが前条第2項及び第3項に規定する失格基準価格を下回るときは、当該入札をした者を失格とし、落札者としなないものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札者に対して、その旨を告げるものとする。
- 2 全ての入札者の入札金額が総額判断基準価格を下回り、かつ、入札金額のうち工事費構成費目のいずれかが失格基準価格を下回るときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。
 - 3 前2項の規定による告知は、当該入札が規則第9条第2項の規定による書留郵便により行われた場合にあつては、入札経過表の掲示をもって代えることができるものとし、当該入札が規則第5条第1項に規定する電子入札により行われた場合にあつては、電子入札システムにより行うことができるものとする。

(委任)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成19年6月30日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成19年7月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の最低制限価格取扱要綱は、平成19年7月18日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年1月11日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成20年1月11日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の失格基準取扱要綱は、平成20年1月11日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の失格基準取扱要綱は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月30日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の失格基準取扱要綱は、平成22年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月22日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成22年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の失格基準取扱要綱は、平成22年5月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月23日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成24年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の失格基準取扱要綱は、平成24年5月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月18日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の工事請負契約に係る失格基準取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月14日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の工事請負契約に係る失格基準取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月9日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和2年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の工事請負契約に係る失格基準取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月19日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和3年2月19日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の工事請負契約に係る失格基準取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。